

# エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業 事業者登録（事前エントリー）受付期間を延長します

東京都と公益財団法人東京しごと財団は、エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業について、「東京都リバウンド警戒期間」の適用に伴い、事業者登録受付期間を延長することとしましたのでお知らせします。

## 変更点

- ◆事業者登録（店舗ごとの事前エントリー）期間  
変更前：令和4年3月21日（月）17時まで  
変更後：**令和4年4月24日（日）17時まで**
- ◆助成金申請の受付期間  
変更前：令和4年3月1日から7月6日（水）  
変更後：令和4年3月1日から**7月29日（金）**

## 1. 事業概要

- ◆対象 以下の2点を満たすこと（都内に所在地のある店舗が対象）
  1. 資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員50人以下の企業※
  2. 食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストア ※（個人事業主などを含む）
- ◆要件 ①新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者等となり、従業員の1割以上の欠勤が生じ、代替要員確保のため人材派遣事業者と派遣契約を締結  
②人材派遣による派遣契約期間が、「まん延防止等重点措置」等の期間を含むこと（ただし、事業者登録（事前エントリー）日以降の契約を対象とする）
- ◆助成金額 代替要員確保に係る人材派遣料金の1/2  
<上限あり>・1店舗あたり3人まで  
・1時間あたり1,000円まで（一人あたり）  
・1日あたり8時間まで（一人あたり）
- ◆事業者登録 受付期間 **令和4年4月24日（日）17時まで**

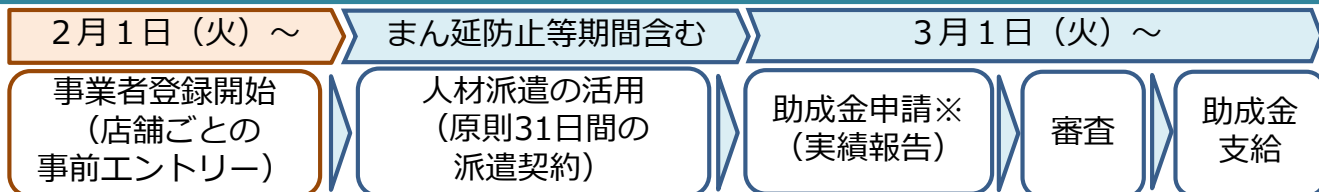
本事業を利用するには、事業者登録（店舗ごとの事前エントリー）が必要です。

下記WEBサイトにて、募集要項を確認の上、事前エントリーページに必要事項を入力してください。

▶ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/essential.html>



## 2. 事業の流れ



※派遣契約は、労働者派遣事業の許可を受けた事業者との「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）に基づく適正な契約が必要です。

※助成金申請には労働者派遣契約書、請求書、領収書（又は口座振り込みの控え等）、実労働時間がわかる書類等が必要です。

### <本事業への問い合わせ先>

「エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業

助成金事務局」

電話：03-6631-0526

### 【事業全般の問い合わせ先】

産業労働局 雇用就業部 就業推進課

電話：03（5320）4628

（公財）東京しごと財団 雇用環境整備課

電話：03（5211）2768

